

改正後	現行																												
<p style="text-align: center;"><u>一部改正 令和4年12月21日 4農技第632号農政部長通知</u></p>																													
<p>第1～第16条 (略)</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成20年10月10日から施行する。 この要領は、平成21年11月10日から施行する。 この要領は、平成22年12月3日から施行する。 この要領は、平成24年11月21日から施行する。 この要領は、平成25年12月16日から施行する。 この要領は、平成26年11月13日から施行する。 この要領は、平成28年10月20日から施行する。 この要領は、平成29年12月6日から施行する。 この要領は、平成30年12月4日から施行する。 この要領は、令和元年12月10日から施行する。 この要領は、令和2年12月21日から施行する。 この要領は、令和3年12月22日から施行する。 <u>この要領は、令和4年12月21日から施行する。</u></p>	<p>第1～第16条 (略)</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成20年10月10日から施行する。 この要領は、平成21年11月10日から施行する。 この要領は、平成22年12月3日から施行する。 この要領は、平成24年11月21日から施行する。 この要領は、平成25年12月16日から施行する。 この要領は、平成26年11月13日から施行する。 この要領は、平成28年10月20日から施行する。 この要領は、平成29年12月6日から施行する。 この要領は、平成30年12月4日から施行する。 この要領は、令和元年12月10日から施行する。 この要領は、令和2年12月21日から施行する。 この要領は、令和3年12月22日から施行する。 <u>(新設)</u></p>																												
<p>別記1</p> <p>1 対象とする作目・品目等</p> <p>「作目・品目等」は、原則として以下のとおりとする。</p>	<p>別記1</p> <p>1 対象とする作目・品目等</p> <p>「作目・品目等」は、原則として以下のとおりとする。</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>作 目</th> <th>品 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>穀 類</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>豆 類</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>雑穀類</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>果 実</td> <td>りんご、ぶどう、なし、もも(ネクタリンを含む)、おうとう、すもも(プルーンを含む)、うめ、かき、ブルーベリー、くり、あんず、<u>キウイフルーツ</u></td> </tr> <tr> <td>野 菜</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>特用作物</td> <td>茶、<u>こんにゃく</u></td> </tr> </tbody> </table>	作 目	品 目	穀 類	(略)	豆 類	(略)	雑穀類	(略)	果 実	りんご、ぶどう、なし、もも(ネクタリンを含む)、おうとう、すもも(プルーンを含む)、うめ、かき、ブルーベリー、くり、あんず、 <u>キウイフルーツ</u>	野 菜	(略)	特用作物	茶、 <u>こんにゃく</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>作 目</th> <th>品 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>穀 類</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>豆 類</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>雑穀類</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>果 実</td> <td>りんご、ぶどう、なし、もも(ネクタリンを含む)、おうとう、すもも(プルーンを含む)、うめ、かき、ブルーベリー、くり、あんず <u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td>野 菜</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>特用作物</td> <td>茶 <u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table>	作 目	品 目	穀 類	(略)	豆 類	(略)	雑穀類	(略)	果 実	りんご、ぶどう、なし、もも(ネクタリンを含む)、おうとう、すもも(プルーンを含む)、うめ、かき、ブルーベリー、くり、あんず <u>(新設)</u>	野 菜	(略)	特用作物	茶 <u>(新設)</u>
作 目	品 目																												
穀 類	(略)																												
豆 類	(略)																												
雑穀類	(略)																												
果 実	りんご、ぶどう、なし、もも(ネクタリンを含む)、おうとう、すもも(プルーンを含む)、うめ、かき、ブルーベリー、くり、あんず、 <u>キウイフルーツ</u>																												
野 菜	(略)																												
特用作物	茶、 <u>こんにゃく</u>																												
作 目	品 目																												
穀 類	(略)																												
豆 類	(略)																												
雑穀類	(略)																												
果 実	りんご、ぶどう、なし、もも(ネクタリンを含む)、おうとう、すもも(プルーンを含む)、うめ、かき、ブルーベリー、くり、あんず <u>(新設)</u>																												
野 菜	(略)																												
特用作物	茶 <u>(新設)</u>																												
<p>上記の作目・品目以外については、事前に別途協議するものとする。</p>	<p>上記の作目・品目以外については、事前に別途協議するものとする。</p>																												
<p>2～3 (2) (略)</p> <p>(3) 施肥等に関する事項</p> <p>ア 指針等に基づき、科学的・合理的に化学肥料の使用量が低減されていること。 <u>(削除)</u> <u>イ</u> 有機入り肥料の有機由来成分は、施肥量にはカウントしない。</p> <p>(4) (以下略)</p>	<p>2～3 (2) (略)</p> <p>(3) 施肥等に関する事項</p> <p>ア 指針等に基づき、科学的・合理的に化学肥料の使用量が低減されていること。 <u>イ</u> 原則として、肥料取締法第4条第1項第3号に規定される普通肥料(以下「汚泥肥料等」という。)の投入がされていないこと。 <u>ただし以下の条件を満たす汚泥肥料等に限っては、審査の対象とする。</u> <u>(ア) 肥料の原料が地域内で発生し、製品が地域内で流通していること。(地域内流通の範囲は、原則として市町村又はJAの管内とする。)</u> <u>(イ) 製品のカドミウム含量が、現物窒素全量の含有率1%につき0.00008%以下のものであること。</u> ウ 有機入り肥料の有機由来成分は、施肥量にはカウントしない。</p> <p>(4) (以下略)</p>																												
<p>別表2～別表3 (略)</p>	<p>別表2～別表3 (略)</p>																												

別記第1号様式

個人・(集 団) 生産者数	
新規・変更・継続	
認証番号	50-※ -
品目	

信州の環境にやさしい農産物認証申請書

長野県知事 様 年 月 日

(申請者)
住 所
〒
氏 名 (団体にあっては、団体名及び代表者氏名)

(削除)

- (※) 電話番号：
(HP 掲載希望 有・無)
- (※) F A X 番号：
(HP 掲載希望 有・無)
- (※) e-mail アドレス：
(HP 掲載希望 有・無)
- (※) ホームページURL：
(HP 掲載希望 有・無)

(※は、任意。HP掲載希望の有無を記載してください)

このことについて、信州の環境にやさしい農産物認証要綱第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

(以下略)

別記第1号様式の2～別記様式第8号 略

別記第9号様式

信州の環境にやさしい農産物生産計画変更届

長野県知事 様 年 月 日

住 所：
氏 名 (団体にあっては、団体名及び代表者氏名)

別記第1号様式

個人・(集 団) 生産者数	
新規・変更・継続	
認証番号	50-※ -
品目	

信州の環境にやさしい農産物認証申請書

長野県知事 様 年 月 日

(申請者)
住 所
〒
氏 名 (団体にあっては、団体名及び代表者氏名)

印

(自筆の場合は押印不要)

- (※) 電話番号：
(HP 掲載希望 有・無)
- (※) F A X 番号：
(HP 掲載希望 有・無)
- (※) e-mail アドレス：
(HP 掲載希望 有・無)
- (※) ホームページURL：
(HP 掲載希望 有・無)

(※は、任意。HP掲載希望の有無を記載してください)

このことについて、信州の環境にやさしい農産物認証要綱第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

(以下略)

別記第1号様式の2～別記様式第8号 略

別記第9号様式

信州の環境にやさしい農産物生産計画変更届

長野県知事 様 年 月 日

住 所：
氏 名 (団体にあっては、団体名及び代表者氏名)

(削除)

電話番号：(削除)

年 月 日付け長野県指令第 号（認証番号： ）で認証を受けた「信州の環境にやさしい農産物」（品目： ）について、下記により変更が生じたので、信州の環境にやさしい農産物認証要綱第8条第1項の規定に基づき届け出ます。

(以下略)

別記第10号様式

信州の環境にやさしい農産物認証取消届出書

年 月 日

長野県知事 様

住 所：
氏 名（団体にあっては、団体名及び代表者氏名）
：

(削除)

電話番号：(削除)

認証番号：

年 月 日付け長野県指令第 号（認証番号）で認証を受けた「信州の環境にやさしい農産物」について、下記の理由により認証基準を満たすことができなくなったため、信州の環境にやさしい農産物認証要綱第9条第1項第5号の規定に基づき届出ます。

(以下略)

別記第11号様式

信州の環境にやさしい農産物生産・販売実績報告書（ 年産）

年 月 日

長野県知事 様

住 所：
氏 名（団体にあっては、団体名及び代表者氏名）
：

(削除)

印

電話番号：(自筆の場合は押印不要)

年 月 日付け長野県指令第 号（認証番号： ）で認証を受けた「信州の環境にやさしい農産物」（品目： ）について、下記により変更が生じたので、信州の環境にやさしい農産物認証要綱第8条第1項の規定に基づき届け出ます。

(以下略)

別記第10号様式

信州の環境にやさしい農産物認証取消届出書

年 月 日

長野県知事 様

住 所：
氏 名（団体にあっては、団体名及び代表者氏名）
：

印

電話番号：(自筆の場合は押印不要)

認証番号：

年 月 日付け長野県指令第 号（認証番号）で認証を受けた「信州の環境にやさしい農産物」について、下記の理由により認証基準を満たすことができなくなったため、信州の環境にやさしい農産物認証要綱第9条第1項第5号の規定に基づき届出ます。

(以下略)

別記第11号様式

信州の環境にやさしい農産物生産・販売実績報告書（ 年産）

年 月 日

長野県知事 様

住 所：
氏 名（団体にあっては、団体名及び代表者氏名）
：

印

電話番号：(削除)

このことについて、信州の環境にやさしい農産物認証要綱第9条第1項第6号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(以下略)

別記第12号様式

信州の環境にやさしい農産物認証票使用許可申請書

年 月 日

長野県知事 様

(申請者)

住 所
〒

氏 名 (団体にあっては、団体名及び代表者氏名)

(削除)

電話番号：
(※) F A X 番号：
(※) e-mail アドレス：
(※) ホームページURL：
(※は、任意。HP掲載希望の場合は記入してください)

このことについて、信州の環境にやさしい農産物認証要綱第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

(以下略)

別記第13号様式 略

別記第14号様式

信州の環境にやさしい農産物認証票使用実績報告書 (年産)

年 月 日

長野県知事 様

(自筆の場合は押印不要)

電話番号：

このことについて、信州の環境にやさしい農産物認証要綱第9条第1項第6号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(以下略)

別記第12号様式

信州の環境にやさしい農産物認証票使用許可申請書

年 月 日

長野県知事 様

(申請者)

住 所
〒

氏 名 (団体にあっては、団体名及び代表者氏名)

印

電話番号：
(※) F A X 番号：
(※) e-mail アドレス：
(※) ホームページURL：
(※は、任意。HP掲載希望の場合は記入してください)

このことについて、信州の環境にやさしい農産物認証要綱第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

(以下略)

別記第13号様式 略

別記第14号様式

信州の環境にやさしい農産物認証票使用実績報告書 (年産)

年 月 日

長野県知事 様

(申請者)

住 所
〒

氏 名 (団体にあっては、団体名及び代表者氏名)

(削除)

電話番号：

年 月 日付け長野県指令 号により許可されたこのことについて、信州の環境にやさしい農産物認証要綱第11条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(以下略)

(申請者)

住 所
〒

氏 名 (団体にあっては、団体名及び代表者氏名)

印

電話番号：

年 月 日付け長野県指令 号により許可されたこのことについて、信州の環境にやさしい農産物認証要綱第11条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(以下略)